

令和6年 第5回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第5回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年5月23日(木)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和6年5月23日 午前9時25分				
	閉会	令和6年5月23日 午前10時20分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	×	13	宮脇 茂樹	×
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
会議録署名委員	席番6番	坂中 則雄	席番7番	柳井 義郎		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地GSL	竹之内	主幹兼農地GSL	圖師		
	農地GSL	杉原	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	×	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第35号 非農地証明願の承認について 議案第36号 農用地利用集積計画決定について 議案第37号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和6年第5回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>宮脇茂樹委員、山迫洋一委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番6番、坂中委員と、席番7番、柳井委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過についての報告をお願いします。</p> <p>それでは、平井委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	平井	<p>4月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告します。</p> <p>4ページのあっせん成立資料番号8番です。</p> <p>所在地・地目等は資料のとおりですが、場所はJAあおぞら総合福祉センターから、宇都中方面へ200m進んだところを左折し、50m進んだ左側です。</p> <p>あと1枚は、その圃場から250m進んだところを左折して、3枚目です。</p> <p>譲受人は、有明町野井倉に事務所のある株式会社〇〇で、主に水稻を整備されており、農機具はトラクター18台の他、コンバイン3台を保有されています。株式会社〇〇事務所からは、車で約10分の距離にあります。</p> <p>あっせん価格は田10a当たり20万で、総額40万円でした。</p> <p>あっせん委員は圓福委員と平井でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>4月の総会で議題になりましたあっせんが成立しましたので報告します。</p> <p>4ページの成立資料9番です。</p> <p>所在地・地目等は資料のとおりですが、場所は市役所所有明庁舎入口から県道523号志布志有明線を、蓬原方面へ1.2km進み四差路を右折し、500m進んだ左側に位置します。</p> <p>譲受者は、有明町野井倉〇〇番地〇にあります、合同会社〇〇 代表〇〇さんで、主に甘藷7ha、人参11ha、馬鈴薯7haを作付けされており、農機具はトラクター7台、甘藷掘り取り機1台、人参掘り取り機1台、馬鈴薯掘り取り機1台他を保有されています。会社事務所から2分の距離にあります。</p> <p>あっせん価格は田3,754㎡で、10a当たり45万、総額で168万9,300円でした。</p> <p>あっせん委員は坂中と春田委員でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、柳井委員の報告をお願いいたしま</p>

委員	柳井	<p>す。</p> <p>4月の総会で依頼がありましたあっせんの〇〇さんの分を報告したいと思います。</p> <p>まだ出し手側、買い手側とちょっと値段の交渉が折り合わなく、来月、多分、報告はできると思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、畑山委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	畑山	<p>4月の総会で依頼のありました〇〇さんと〇〇さんの、田んぼですが、ただいままだあっせん活動中です。</p> <p>譲り渡す方は高めに、譲り受ける方は安い方で、なかなか値段の折り合いが合いません。まだもう少し交渉してみようと、圓福委員と活動中です。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、福岡剛委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡剛	<p>4月の総会で依頼がありました〇〇さんの分ですが、現在、あっせん活動中で概ね合意に至っており、来月にはあっせん成立の報告は、できると思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、私の関係分について報告いたします。</p> <p>5月2日、事務局にて事務打合せ、13日に議案打合せを行いました。以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、9件の申請でございます。</p> <p>まずは、6ページ、番号40番について審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号40番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は安楽中宮集落にお住まいの〇〇さん72歳で、譲受人は同じく中宮集落にお住まいの〇〇さん70歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、国道220号線の安楽川にかかる一丁田橋の東側の堤防を北側へ200mちょっと先の右側に、住宅4件がありますが、その東側隣の田んぼです。</p> <p>譲受人宅から2、3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは夫婦で、水稻とそばを栽培しております。</p> <p>この土地も、早期水稻が作付けされていたところでした。</p> <p>また、トラクター、田植え機、ハーベスター、バインダーをそれぞれ1台ずつ保有されています。</p> <p>3月にこの南側の隣接地を購入されたところでもございます。</p> <p>以上のことにより農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況から、何ら支障はないものと思われます。以上報告終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 41 番について審議いたします。吉野委 員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号 41 番を報告いたします。 譲渡人は安楽安良集落にお住まいの〇〇さん 74 歳で、譲受人は同じく安 良集落にお住まいの〇〇さん 75 歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、安良で松崎 農機具がありますが、そのところの高速道路の脇を西側へ降りて行った田ん ぼの通称三郎丸の田んぼですが、2 枚目とそこを南へ行った 3 枚目の角の水 田です。 譲受人宅から 2 k m のところになります。 〇〇さんは夫婦で、水稻、野菜、花を栽培されております。 ここも早期水稻が作付けされておりました。 トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機を保有されております。 当初この三郎丸は、〇〇さん、そして〇〇委員で団地化されておりまして 綺麗に整備されておるところでもございます。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われまます。 また、周囲の状況から、支障はないものと思います。以上報告終わります。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 42 番について審議いたします。小園委 員の報告をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました番号 42 番を報告いたします。 譲渡人は、東京都日野市にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は志布志町下田屋敷にあります農事組合法人〇〇 理事長〇〇さ んです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、6 ページに記載されています。 申請の場所は、市役所より県道 65 号線南之郷志布志線を、田之浦方面に 5 k m ぐらい進んだ左側にお茶畑があり、お茶畑を 100m 西の方に進んだと ころの正面です。 法人事務所からは車で 3 分程度のところにあります。 農事組合法人〇〇は、農地所有適格法人で代表と、兄弟 1 人、息子さん 1 人と、従業員 2 名の 5 人で、お茶を主に栽培されており、申請地にもお茶を 作付する予定です。

		<p>また、トラクター2台、お茶の刈り取り機など保有されております。</p> <p>特記事項としまして、確約書が提出されていて、抜根の予定を聞き取りしましたが、予定としては、今年11月から一部のお茶の木を引き抜き、来年の3月ごろまでには新しい苗木を作付される予定です。</p> <p>その後、伐根を考えているとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条2項の各号には、該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号43番について審議いたします。柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	<p>会長より依頼のありました番号43を報告します。</p> <p>譲渡人は、福岡県中間市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町安楽にお住まいの〇〇さん35歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されたとおりで、申請地の場所は、県道3号志布志申間線を申間方向に向かい、たちばなこども園の手前50mを左側に位置したところす。</p> <p>譲受人宅からは約10分の距離にあります。</p> <p>〇〇さんは、新規就農者でハウスピーマンを栽培しております。</p> <p>申請地にも、ピーマンのハウスを建てる予定とのことでした。</p> <p>また、トラクター1台、散布機1台、管理機2台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号44番について審議いたします。畑山委員の報告をお願いいたします。
委員	畑山	<p>会長より依頼のありました番号44を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県都城市都北町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおり有明町蓬原JAあおぞら総合福祉センターより、宇都鼻交差点方向へ900m進み、そこから南へ100m進んだところの、左手側です。</p>

		<p>譲受人宅の隣接地であります。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で、初めて農地を取得する方です。</p> <p>同一世帯人数は3人で、本人と妻と子供1人です。</p> <p>農作業に従事する者は、夫婦2人です。</p> <p>申請地には自己消費野菜を作付けする予定だそうです。</p> <p>農機具は、トラクターを1台所有されているそうです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号45番について審議いたします。栢山委員の報告をお願いいたします。
委員	栢山	<p>会長より依頼のありました番号45を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、有明町山重にお住まいの〇〇さん77歳。</p> <p>譲受人は有明町山重にお住まいの〇〇さん61歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、国道269号線野方方面から、山重郵便局手前を左折し、1km進み、倉ヶ崎橋を通り300m先の三差路を右折し農道を300m進んだ左手の田が、10521番の1の田んぼで、そこから400m進み、三差路を左折し、50m先の右手の田が10494番の2です。</p> <p>譲受人宅からは、車で5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、母親と本人で生産牛3頭を飼育しており、申請地には飼料作物を作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター1台、田植え機1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8ページ、番号46番について、審議いたします。平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	<p>会長より依頼のありました番号46を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田〇〇番地にお住まいの〇〇さん42歳です。</p>

		<p>譲受人は有明町山重校区にお住まいの〇〇さん 71 歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、相手方の要望、規模拡大となります。</p> <p>申請地の場所は、山重校区内を走る国道 269 号線沿いに山重小学校があります。</p> <p>その小学校より岩川方面へ 300m 進んだ交差点手前の左側にこの 3 筆がありました。</p> <p>譲受人宅からは 70m のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、妻と 2 人で、米 1,595 m²、甘藷 4,375 m² 栽培しており、申請地にも甘藷を作付される予定とのことです。</p> <p>またトラクター 1 台を保有しています。</p> <p>〇〇さんは〇〇工務店の会社役員もされているので、会社の皆さんと甘藷も作付されるということです。</p> <p>〇〇さんが畑を譲っていただく経緯の中に、今までこの〇〇さんの農地を隣のおじいさんが使ってたんですけど、おじいさんが牛を辞めるっていうことで、私の方にこられたので、という意見を聞きましたので、今回この 3 条で獲得した農地は、今から 5 年間は、人に売ったり貸したりということとはできないので、それはご存じですかということで促しました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、番号 47 番について、審議いたしまます。平川委員の報告をお願ひいたしまます。
委員	平川	<p>会長より依頼のありまました番号 47 を報告いたしまます。</p> <p>譲渡人は、鹿屋市寿〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、80 歳。</p> <p>譲受人は有明町山重校区にお住まいの〇〇さん、72 歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与と受贈になリまます。</p> <p>申請地の場所は、先ほど報告しまました 46 番と同じ場所の交差点の角になリまます。</p> <p>譲受人からは歩いて 1 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、今回初めての農地を取得され、農業をされまます。夫の〇〇さんに耕耘を頼み、自家消費野菜を作付けされるということです。</p> <p>またトラクター 1 台を保有してまます。</p> <p>今回 5 年以上継続して耕作する旨の契約書付き確認書を提出されてまます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の</p>

		<p>適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
委員	隈元	今報告ありましたとおり、もう1回ちょっと確認したいんですけど事務局に伺いたいんですけど。
		結局、今までは家庭菜園と認められてなかったのが、今回認められるということですのでよろしいわけですね。
事務局	桑水	ご説明いたします。家庭菜園は宅地の敷地の一部で、自家消費分の作物を作るのが家庭菜園というイメージなんですけれども、3条の申請自体は、畑に自家消費分の作物を作付けするというので、一応去年の4月1日から国が5反要件を撤廃しましたので、他の要件をちゃんと満たせば、自家消費分でも許可は可能であるということで、事務処理基準の方にも書かれておりました、注意をしていただきたいのが自分の宅地の隣の畑を買うときとかは、宅地が畑のほうに侵食しないように、無断転用みたいなことにならないようにしていただくのは気をつけていただいた上で、自家消費分として、許可することは、他の要件を満たせば可能ということ、国の方でも、事務処理基準の方に書いてありまして、許可できないことはないということになっています。
委員	隈元	わかりました。もう1つお願いします。
		番号44で、〇〇さんが、面積がやっぱり500㎡で、これを、私個人の考えとしては、宅地を買った隣の畑だったのかなという感想を持ったんですけど、どうだったんですかね。
事務局	桑水	隣の宅地を使われたとかは、申請書には書かれてないのでわからないんですけどもおそらくご自宅の隣の畑を買われたということなので、そのように想像するところです。
議長	萩迫	他に何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号48番について、審議いたします。平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	<p>会長より依頼のありました番号48を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、神奈川県相模原市南区磯部〇〇にお住まいの〇〇さん、79歳です。</p> <p>譲受人は有明町山重鍋にお住まいの〇〇さん、52歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されており、贈与と受贈になります。</p> <p>野神校区の東側に有明大橋があります。その大橋を目指して進むと、ナンニチ重機があります。そこを、20mぐらい進んだところを、〇〇って書いた看板があって、左折し、そこをさらに1km進むと、右側に農地の広がりが出てきます。そこには24筆の広い農地があって、その半分以上がお茶屋さ</p>

		<p>んですが、その他の畑はほとんど〇〇さんが使用する畑になっていました。その中の5筆が今回の畑となります。</p> <p>そこよりさらに北へ進んで下った先に橋がありました。渡って右折して、6筆目が長谷 11812 番 5 の1筆、さらに 600m進んだところに、11903 番 5 より 11912 番 5 まで広がって、田がありました。</p> <p>譲受人宅からは車で6分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、妻と従業員が4人、米 56,820 m²、甘藷 79,067 m²を主に栽培しており、申請地には米と甘藷を作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター9台、コンバイン2台、田植え機1台、ハーベスター3台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第4、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第5、議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
		11ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	<p>議案第33号番号7番について報告いたします。</p> <p>調査日は5月8日、調査員は神宮司委員、脇田推進委員と私小園です。</p> <p>申請人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおり8ページから11ページに記載されています。</p> <p>場所は、うなぎの駅の前の市道町原弓場ケ尾線を、港方面へ253m進み右折し、120m進んだ右手に位置します。</p> <p>転用目的は、車両3台程度の車庫、駐車場をつくることです。</p> <p>排水は、北側は畑、東と西側は宅地があります。南側は公衆用道路があります。雨水排水は傾斜を利用して、自然流下させています。</p> <p>申請の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p>

		<p>以上のことにより、調査員、協議の結果、農地転用でも問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第5、議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第6、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
		13ページ、番号10番を審議いたします。番号10番は、令和6年第4回定例総会の議案第24号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号8番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号11番を審議いたします。番号11番は、令和6年第1回定例総会の議案第2号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号1番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号12番を審議いたします。現地を調査された栢山委員の報告をお願いいたします。
委員	栢山	<p>議案第34号、番号12番について報告します。</p> <p>調査日は5月8日、調査員は福岡裕幸委員、垣内委員と、私栢山です。</p> <p>譲渡人は、鹿屋市寿にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の場所は、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、通山保育園から市道通山・山之上3号線を北に170m進んだ左手に位置します。</p>

		<p>転用目的は、住宅に隣接する申請地に、貸車庫・倉庫、貸駐車場を設置し、申請人が取締役になっている会社に貸し付け、経営の効率化を図るものです。</p> <p>排水は、雨水等につきましては、側溝に流すということでありました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第6、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第35号、非農地証明願の承認についてを議題とします。15ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された垣内委員の報告をお願いいたします。
委員	垣内	<p>議案第35号番号7番について報告します。</p> <p>調査日は5月8日、調査員は福岡裕幸委員、栢山委員と、私垣内です。</p> <p>申請人は、大崎町野方にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、大崎町役場野方支所から国道269号線を西に1.5km進み右折し、集落道を170m進んだ右側に位置します。</p> <p>立会人から聞き取ったことや周辺への影響などは、牧場として豚舎を建築してから25年以上経過しており、農地性もないため、以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの、意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第7、議案第35号、非農地証明願の承認については、非農

		<p>地と承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 36 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 36 号 農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。</p> <p>議案書 17 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>公告日は、令和 6 年 5 月 31 日で、面積は田が 2,850 ㎡となっております。</p> <p>所有権を移転する者は 1 人、所有権の移転を受ける者は、1 人で売買によるものです。</p> <p>所有権移転の詳細につきましては、議案書 18 ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
事務局	宮田	
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。</p> <p>まずは、18 ページ、番号 9 番は、吉野委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員にはここで退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
会場		
議長	萩迫	<p>それでは番号 9 番と 17 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	
議長	萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	
議長	萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで〇〇委員の入室を許可いたします。</p>
会場		
議長	萩迫	
事務局	桑水	<p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 36 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、19 ページから 40 ページとなっております。まずは、議案書 19 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は令和 6 年 5 月 31 日で、始期は令和 6 年 6 月 1 日となります。設定期間が、1 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なります。</p> <p>利用権の設定面積は、田が 24,160 ㎡、畑が 88,150 ㎡、樹園地が 36,670 ㎡で、合計しますと 148,980 ㎡となり、うち更新分は 28,703 ㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が 54 名で、利用権の設定を受けようとする者</p>

		<p>の数が 35 名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 19 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、20 ページから 40 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 36 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p> <p>まずは、20 ページ、番号 1 番と番号 2 番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員にはここで退席をお願いいたします。</p>
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは番号 1 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号 2 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 3 番から 40 ページ、番号 56 番までと、19 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 36 号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	桑水	<p>議案第 37 号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、42 ページから 46 ページとなっております。</p> <p>まずは議案書 42 ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和 6 年 8 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管</p>

		<p>理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 8,666 m²、畑が 96,937 m²で、合計しますと 105,603 m²となっております。農地の貸出者は 16 名、耕作者となる配分予定者は 7 名です。</p> <p>借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われま</p> <p>詳細につきましては 43 ページから 46 ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。以上で、議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。ご審議方よろしくお願</p>
議長	萩迫	<p>それでは、43 ページ、番号 1 番から 46 ページ、番号 47 番までと 42 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 9、議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10、議案第 38 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	宮田	<p>議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 48 ページをお開きください。</p> <p>番号 13 の申出者は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、中之内委員、本田委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
会長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 38 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p>

以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員